

小売全面自由化後の都市ガス事業分野における 実態調査報告書

令和元年 6 月

公正取引委員会

目次

第 1	調査の趣旨・方法	1
1	調査の趣旨	1
2	調査対象・調査の方法	1
第 2	都市ガス事業分野の基本的構造と特徴	2
1	都市ガスの商品特性	2
2	都市ガス事業分野の商流と事業類型	3
3	ガス小売事業への新規参入にとって重要な要素	7
第 3	都市ガス事業分野の競争状況と課題	8
1	競争状況	8
2	課題	14
3	経済産業省における都市ガス事業制度の見直しに向けた検討状況	26
第 4	都市ガス事業分野における課題への競争政策上の考え方	28
1	基本的な考え方	28
2	各論	28
第 5	結語	35

第1 調査の趣旨・方法

1 調査の趣旨

従来、ガス事業法に基づいて、旧一般ガス事業者¹による小売供給が独占的に認められてきた都市ガス事業分野については、平成7年以降、小売供給への参入が段階的に自由化され、平成29年4月の小売全面自由化により、一定の保安基準等を満たし、経済産業大臣による登録を受けたガス小売事業者であれば、本業の業種や地域にかかわらず自由に新規参入することが可能となった。

しかしながら、都市ガス小売価格の低下や商品・サービスの選択肢の拡大といった自由化により期待されるメリットを需要家が享受するためには、単に制度上自由化されただけでなく、ガス小売事業者の新規参入や、新規参入が生じている場合におけるガス小売事業者間の公正かつ有効な競争が妨げられないことが重要である。

そこで、小売全面自由化後の都市ガス小売分野の競争状況を把握するとともに、都市ガス小売分野への新規参入やガス小売事業者間の公正かつ有効な競争を確保する観点から、都市ガス事業分野全般にわたって制度や取引慣行についての課題を把握するため、調査を実施することとした。

2 調査対象・調査の方法

調査は以下の事業者に対して、ヒアリング及びアンケートにより実施した。

(1) ヒアリング調査（調査期間：平成30年5月～平成31年3月）

旧一般ガス事業者 14事業者

卸売事業者（専業）2事業者

旧一般電気事業者² 9事業者

新規参入者³（旧一般電気事業者を除く。） 16事業者

需要家 2事業者

(2) アンケート調査（調査期間：平成30年12月～平成31年1月）

旧一般ガス事業者 200事業者（回答数：187）

旧一般電気事業者 11事業者（回答数：10）

新規参入者（旧一般電気事業者を除く。） 39事業者（回答数：33）

その他の事業者（小売電気事業者、LPガス事業者、石油元売事業者、総合商社） 12事業者（回答数：7）

合計 262事業者（回答数：237、回収率：90.5%）

¹ ガス事業法上、平成29年4月の都市ガスの小売全面自由化以前に、許可を受けた地域において、独占的に導管網の維持及び運用から都市ガスの小売供給に至るまで一体的に行っていた事業者。旧一般ガス事業者等の小売全面自由化以前の事業区分の定義については、後記第2-2(2)参照。

² 電気事業法上、平成28年4月の電気の小売全面自由化以前に、許可を受けた地域において、独占的に電気の発電、送配電及び小売の各事業を一体的に行っていた事業者。

³ 平成7年以降に都市ガス小売事業に参入した事業者。以降、本報告書においては、特段の記載がない限り、「新規参入者」という場合、旧一般電気事業者も含むこととする。

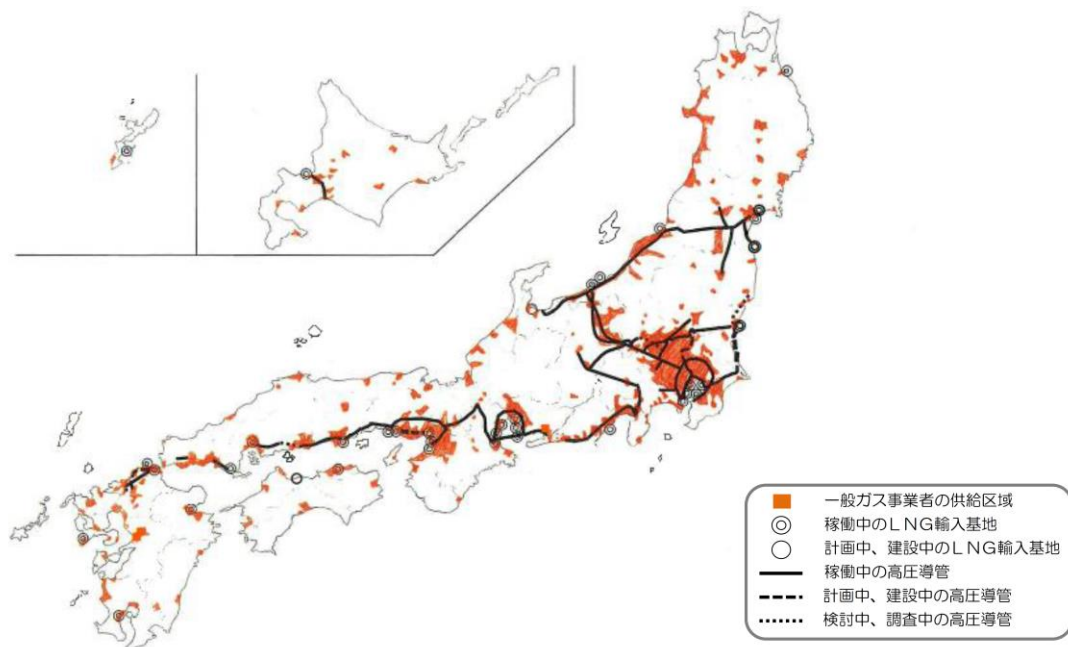
第2 都市ガス事業分野の基本的構造と特徴

1 都市ガスの商品特性

(1) 地域性（普及率）

都市ガスが普及している地域は、我が国の国土全体の約6%にとどまっており、都市部に集中している（図表1）。その理由の一つとして、人口密度が低い地域では、導管投資を行い都市ガスを供給することは採算性が悪いため、代わりに、後記(2)のとおり、都市ガスと同様にエネルギーとなり得るLPガスが普及したという事情があると考えられる。

図表1 都市ガス導管網の整備状況



【出所】経済産業省資料⁴

⁴ 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 第1回ガス事業制度検討ワーキンググループ（平成30年9月20日）資料5 5頁

(2) 他エネルギーとの関係

都市ガスは、以下の事例のように、他のエネルギーであるＬＰガス、電気、石油との間で一定程度代替的なものとして需要家に認識されている場合がある。例えば、工場等の大口需要家が空調機器を設備更新したり、工場の製造ラインを増設したりする際等に、各エネルギーをそれぞれ供給しようとする小売事業者間において小売競争が行われる場合がある。また、戸建て、アパート等の建設時にも、需要家やアパート等のオーナーに対し、都市ガス、ＬＰガス、電気の各エネルギーをそれぞれ供給する小売事業者の間において、小売競争が行われる場合がある。そのほか、環境問題に対する意識の高まりから、石油の小売供給を受けている需要家が、都市ガスの小売事業者の営業を受けて、都市ガスの小売供給に切り替える（いわゆる燃料転換を行う）場合もある。

(3) 消費機器保安の必要性

都市ガスが漏えいした場合、需要場所において事故が発生する可能性があることから、需要家が安全に都市ガスを利用するため、都市ガスの消費機器の保安が適切に行われる必要がある。消費機器の保安責任については、需要家と接点が多いガス小売事業者に対し、都市ガスの使用に伴う危険発生の防止に必要な事項を需要家に周知したり、需要家の消費機器が技術基準に適合しているかどうか調査したりすることがガス事業法により義務付けられている⁵。

2 都市ガス事業分野の商流と事業類型

(1) 都市ガス事業分野の商流

都市ガスの主原料である天然ガスのほとんどは海外から液化天然ガス（以下「ＬＮＧ」という。）の状態で輸入されている。輸入されたＬＮＧは、一旦、ＬＮＧ基地⁶のタンクに貯蔵され、気化⁷、熱量調整⁸、付臭⁹の製造工程を経て都市ガスとなる。その後、製造された都市ガスは、ＬＮＧ基地に接続された高圧導管を通じて需要家に供給される。当該ＬＮＧ基地から直接導管で接続されていない地域には、ＬＮＧの状態のままローリー車や鉄道貨車により当該地域のサテライト基地¹⁰まで輸送され、当該基地における気化、熱量調整、付臭などの製造工程を経た上で、

⁵ ガス事業法第159条

⁶ 本報告書において、「ＬＮＧ基地」とは、輸入されたＬＮＧを受け入れる基地を指し、ＬＮＧを受け入れる点では同様の機能を有する「サテライト基地」（後述）とは区別することとする。

⁷ 液体であるＬＮＧを気体に変化させる工程。

⁸ ＬＰガスを添加するなどし、所定の熱量に調整する工程。

⁹ ガス漏れ発生時に感知しやすいよう、ガスに臭いを付ける工程。

¹⁰ 本報告書においては、ＬＮＧ基地から導管が接続されておらず、直接都市ガスを供給できない地域において、ＬＮＧ基地からローリー車や貨車によって運ばれてくるＬＮＧを受け入れ、都市ガスを製造し、需要家に都市ガスを供給するための基地のことをいう。

地域内の導管を使用して需要家に都市ガスが供給されている。

(2) 都市ガス事業分野における事業類型

ガス事業法上、平成 29 年 4 月の小売全面自由化以前は、平成 7 年以降段階的に自由化された大口の需要家向けの小売供給¹¹⁾(図表 2)を除き、一般ガス事業者が、許可を受けた地域において、独占的に導管網の維持及び運用から都市ガスの小売供給に至るまで一体的に行っていた。また、自社で L N G 基地を維持及び運用する大手の一般ガス事業者(東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス。以下同じ。)及び準大手の一般ガス事業者(北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス及び日本ガス。以下同じ。)は、自社内で都市ガスの製造も行っていた。一方、自社で L N G 基地を維持及び運用していない中小の一般ガス事業者においては、大手及び準大手の一般ガス事業者のほか、旧一般電気事業者や国産天然ガス事業者が製造した都市ガスの卸供給を受けていた。

小売全面自由化以降は、都市ガスの商流の実態は従前と変わらないものの、ガス事業法上の事業類型の整理が行われた。具体的には、商流の各段階に応じて、ガス小売事業(登録制)、一般ガス導管事業(許可制)¹²⁾、ガス製造事業(届出制)¹³⁾からなる新たな事業類型が設けられ、旧一般ガス事業者の小売部門はガス小売事業者、導管部門は一般ガス導管事業者、L N G 基地の規模要件を満たす製造部門はガス製造事業者としてそれぞれ位置付けられることとなった(図表 3)。

これらの事業類型のうち、一般ガス導管事業は、都市ガスの導管網の二重投資及び過剰投資の弊害を防止する必要性がある等¹⁴⁾の理由から自由化されず、事業の許可を受けた地域(以下「供給区域」という。)において引き続き独占的に導管網を維持し、及び運用することが認められる一方で、経済産業大臣の認可を受けた託送料金による託送供給¹⁵⁾義務が課されている。

一方、全面自由化されたガス小売事業には、旧一般ガス事業者のほか、旧一般電気事業者、電力自由化後に新規参入した旧一般電気事業者以外の小売電気事業

¹¹⁾ 都市ガスを一定規模以上使用する大口の需要家への小売供給については、ガス事業法上、一定規模の自社導管を維持及び運用しているかどうかの別により、「大口ガス事業者」(L P ガス事業者や商社等)又は「ガス導管事業者」(旧一般電気事業者や国産天然ガス事業者等)による新規参入が認められていた(届出制)。

¹²⁾ 事業の許可を受けた地域(供給区域)内において、自社が維持及び運用する導管により託送供給を行う事業をいう(託送供給の定義については、脚注 15 参照)。このほか、特定の供給地点において託送供給を行う事業として、「特定ガス導管事業」(届出制)がある。

¹³⁾ ガス事業法上の届出の対象となるのは、一の製造所における合計容量が 20 万キロリットル以上であって、都市ガスを供給するための導管に接続された L N G タンクを維持及び運用している場合であり、主に旧一般ガス事業者や旧一般電気事業者の L N G 基地における都市ガスの製造事業が該当する。

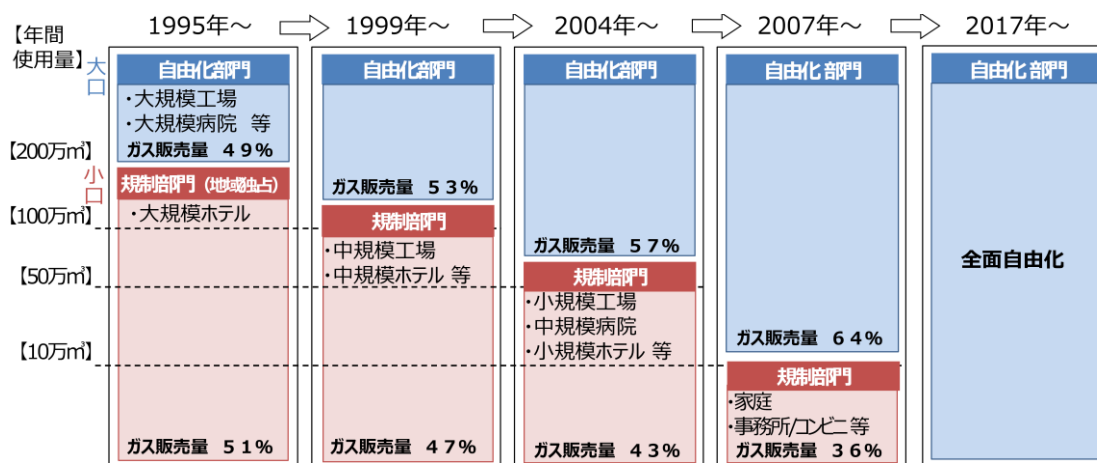
¹⁴⁾ ガスシステム改革小委員会報告書(平成 27 年 1 月)16 頁

¹⁵⁾ 託送供給とは、託送供給実施者が、託送供給依頼者からガスを受け入れ、受け入れた場所とは別の場所で、託送供給依頼者のガスを供給する事業の用に供するためのガス量等の変動の範囲に応じて、託送供給依頼者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

者（以下「新電力」という。）、LPガス事業者、石油元売事業者等が登録を行っており、これらの新規参入者は、電気とのセット販売により小売営業を行っているケースが多くみられる。なお、新規参入者が都市ガスを小売供給する場合、一部の旧一般電気事業者を除き、基本的に卸売事業者から都市ガスの卸供給を受け、需要家に小売供給することとなる。

なお、旧一般ガス事業者の導管部門については、その中立性を確保する観点から、平成16年以降、他の部門との間で会計分離が行われている。このうち大手旧一般ガス事業者3社の導管部門については、令和4年4月に、更に法的分離されることとなっている。

図表2 都市ガスの小売全面自由化までの経過



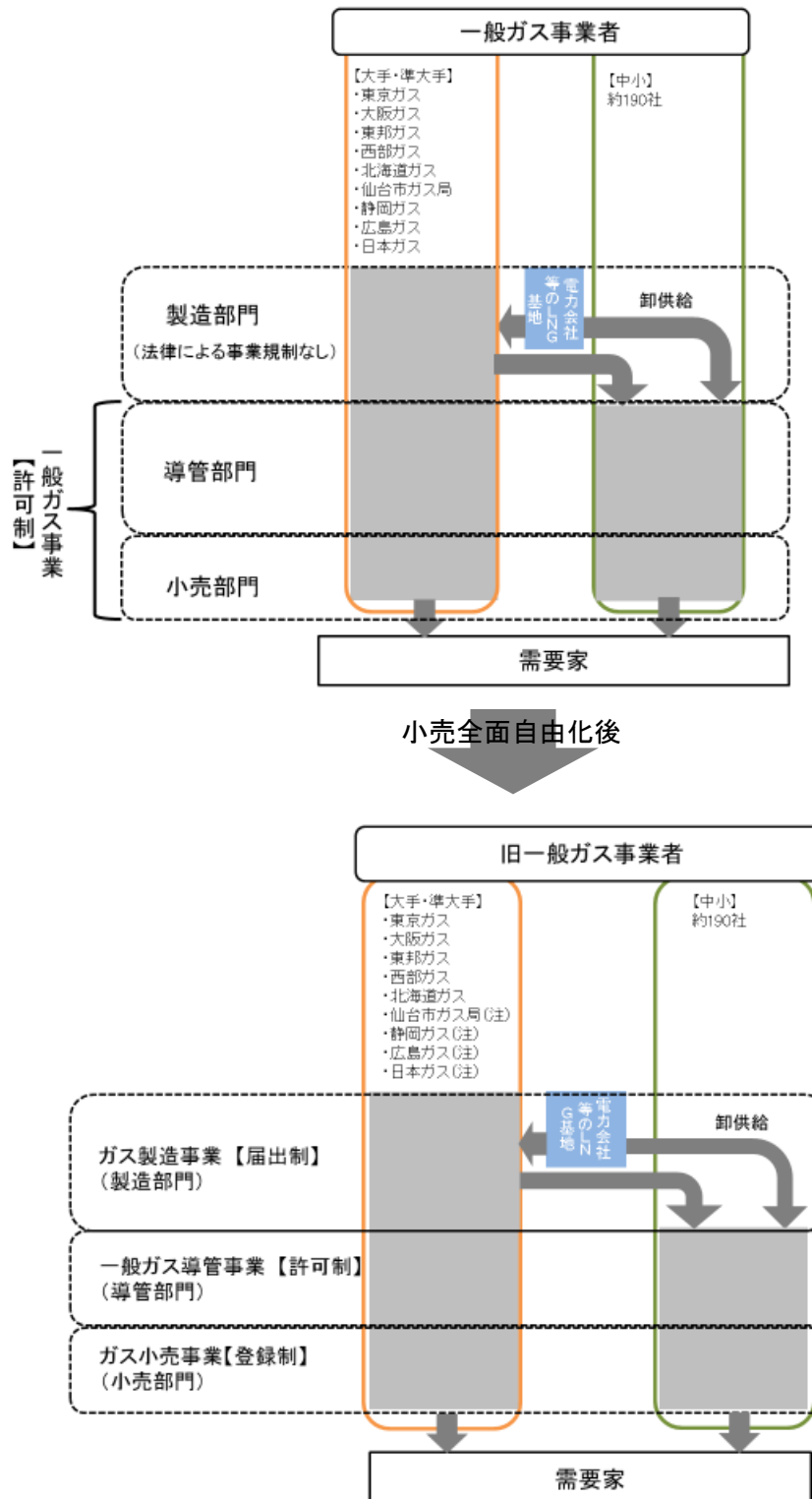
(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進んでいない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分類される。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給割合の割合（平成25年度実績）。

【出所】経済産業省資料¹⁶

¹⁶ 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 第1回ガス事業制度検討ワーキンググループ（平成30年9月20日）資料5 11頁

図表3 小売全面自由化に伴う旧一般ガス事業者の事業類型の見直し



(注) これらの事業者は、都市ガスの製造は行っているが、一の製造所における合計容量が20万キロリットル未満であるため、ガス事業法上のガス製造事業者には該当しない。

【出所】 経済産業省資料を基に公正取引委員会作成

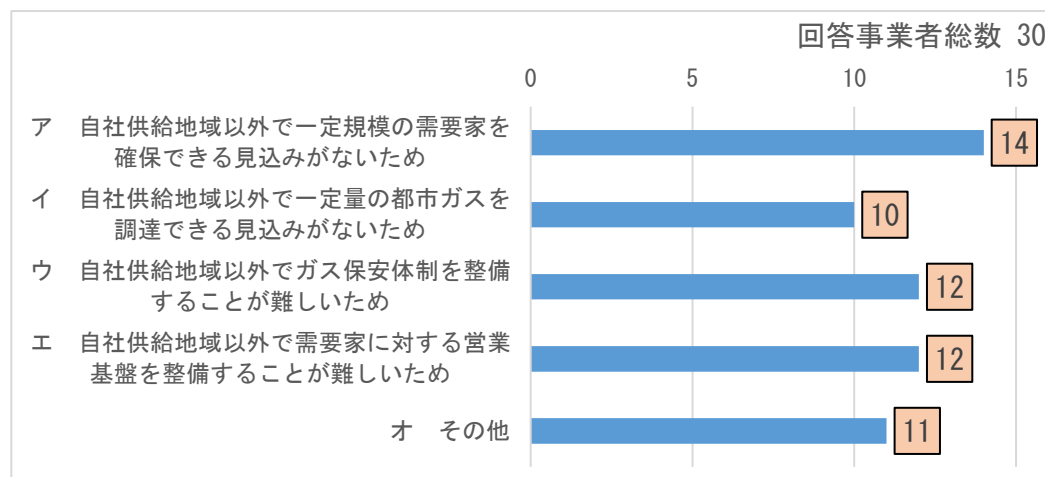
(3) 小売供給に付随する商品・サービス

都市ガスの小売供給に係る営業においては、併せて、需要家に対し空調機器等の消費機器を販売したり、需要家との間で、オイル交換、部品交換等の長期のメンテナンス契約を締結したりということが行われている。また、別途、需要家の敷地内で導管を新設、増設、変更又は撤去する工事（内管工事）が必要な場合もある。

3 ガス小売事業への新規参入にとって重要な要素

ガス小売事業への新規参入に当たっては、参入先の地域に導管網が敷設されていることが必要であるが、新規参入者に対するアンケート結果（図表4）を踏まえれば、参入先の地域において、一定の需要規模の確保、営業基盤の整備のほか、都市ガスの調達手段（卸調達又は製造）の確保や消費機器保安の体制整備（委託も可能）が図られていることも重要であると考えられる。

図表4 小売全面自由化以降、新規参入者が従前の参入地域以外に参入していない理由



【出所】公正取引委員会による新規参入者に対するアンケート結果（複数回答、数字は回答事業者数）

また、新規参入者からのヒアリングにおいて、新規参入者による小売競争を可能とするため、参入先の一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に支払う託送料金が合理的な水準となっていることも重要であるとの意見もみられた。

1 競争状況¹⁷

- ## ア 一般家庭向け小売分野の競争状況

- 小売全面自由化後、東京ガスの供給区域においては、旧一般電気事業者、LPガス事業者、新電力、他地域の旧一般ガス事業者の関連会社等、多様な事業者が参入している（21事業者が参入¹⁹〔令和元年5月24日時点。参入予定も含む。新規参入者数や後述の参入先の供給区域数の記載については、以下同じ。〕）。

また、旧一般ガス事業者に対するアンケート（図表５）によると、小売全面自由化以降、東京ガスの供給区域及び周辺の中小旧一般ガス事業者のほとんどが、競争が活発になったと認識している。

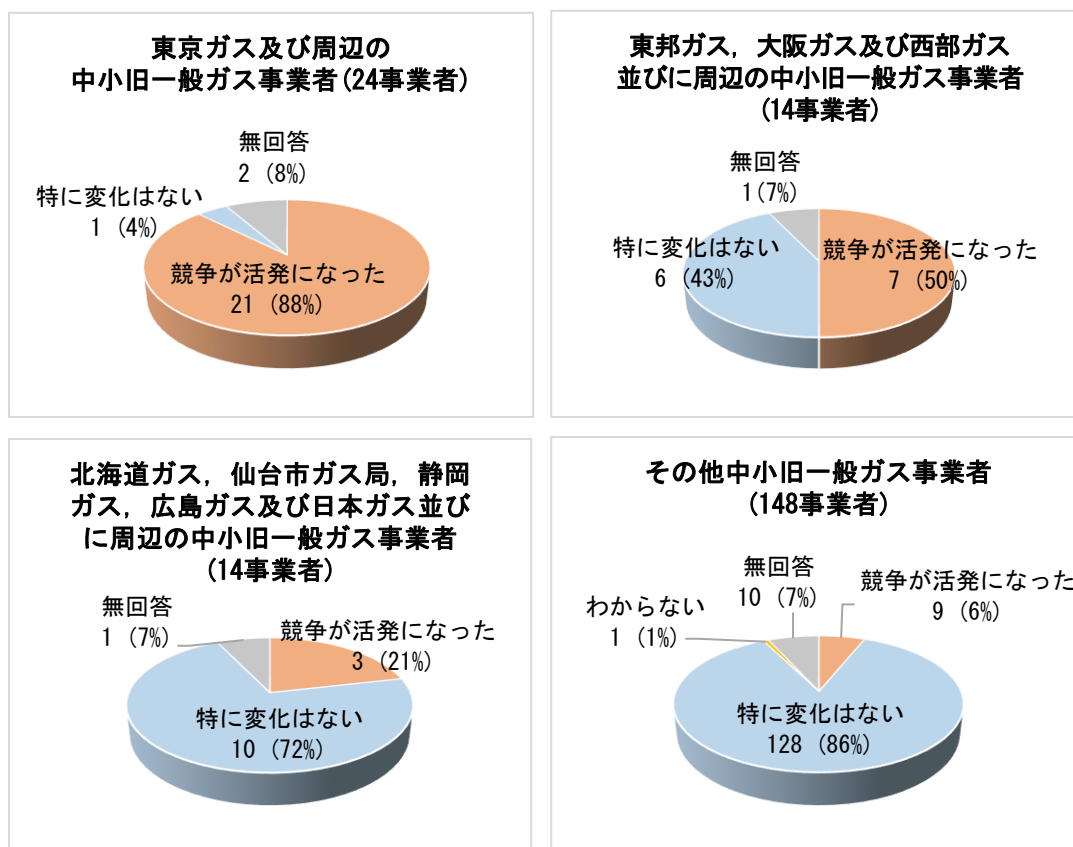
加えて、東京ガスの供給区域及び周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域において小売供給を行っている事業者からのヒアリングにおいても、新規参入者の小売価格が旧一般ガス事業者よりも安くなっている、旧一般ガス事業者が提供する小売料金メニューの中には非常に安いものがあるといった認識が示されている。

また、具体的に競争状況を把握する供給区域としては、ヒアリングにおいて新規参入ニーズがあるとの意見があった大手及び準大手旧一般ガス事業者の各供給区域のほか、新規参入の実態を踏まえ、当該大手及び準大手旧一般ガス事業者が維持及び運用する導管に接続された中小旧一般ガス事業者の各供給区域も含めることとした。

¹⁹ 出所：資源エネルギー庁ウェブサイト「登録ガス小売事業者一覧」

20 具体的には、東京ガスが一般ガス導管事業者として公表している供給計画（ガス事業法第 56 条）中の主要導管図を基に把握している。以下、他の大手及び準大手旧一般ガス事業者が維持及び運用する導管に接続された中小旧一般ガス事業者についても同じ。

図表5 小売全面自由化以降の都市ガス小売市場における競争状況の認識
(旧一般ガス事業者〔全 200 事業者〕)



【出所】公正取引委員会による旧一般ガス事業者に対するアンケート結果（数字は回答事業者数）

(イ) 東邦ガス、大阪ガス及び西部ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域

小売全面自由化後、東邦ガスの供給区域においては、旧一般電気事業者を含め5事業者、大阪ガスの供給区域においては、旧一般電気事業者を含め3事業者、西部ガスの供給区域では、旧一般電気事業者を含め2事業者の新規参入がそれぞれみられる。

他方、東邦ガス、大阪ガス及び西部ガスの周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域への参入は一部を除いてみられない。

また、旧一般ガス事業者に対するアンケートによると、東邦ガス、大阪ガス及び西部ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域に所在する事業者のうち、小売全面自由化以降、競争が活発になったと認識している者の割合は、東京ガスの供給区域及び周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域に比べれば低い。しかし、東邦ガス、大阪ガス、西部ガスの供給区域で小売供給を行っている事業者からのヒアリングにおいては、小売

全面自由化後に相当数の自社の需要家が取引先を新規参入者に切り替えている、電気と都市ガスをセットで販売する新規参入者に自社の需要家が奪われているといった認識が示されている。

イ 大口需要家向け小売分野の競争状況

小売全面自由化以前から旧一般電気事業者が参入しているほか、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス及び西部ガスの供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域の一部においては、LPガス事業者や石油販売事業者も参入している。

大口需要家向けの小売供給は一般的に相対での契約となるため、小売供給契約の内容は契約当事者以外には明らかにされていないが、大口需要家に対する小売供給を行っている事業者からのヒアリングによると、他の小売事業者や他エネルギー（電気、LPガス及び石油）からの競争圧力があるため、実際に、値下げした事例や需要家の要求により契約期間を短縮した事例があるとのことであった。

ウ ガス小売事業者による卸調達の状況

(7) 中小旧一般ガス事業者による卸調達

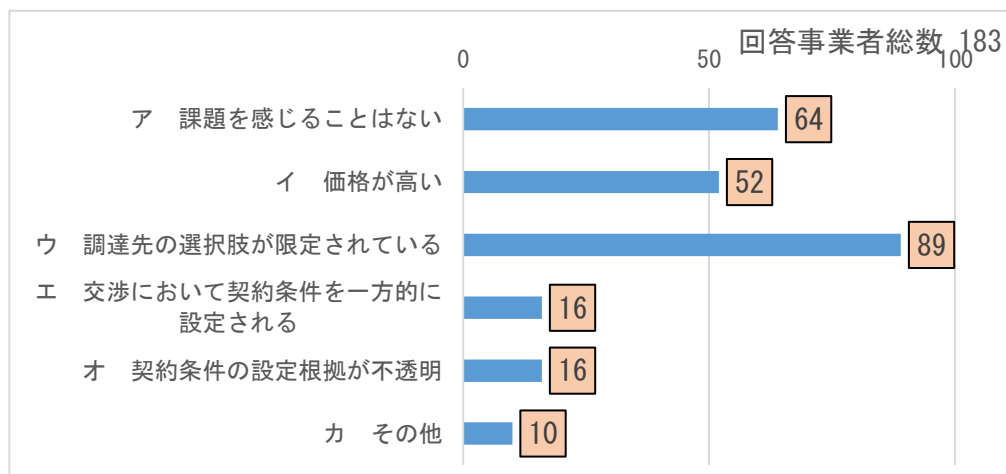
東京ガス、大阪ガス、東邦ガス及び西部ガスは、LNG基地と導管を維持及び運用し、製造した都市ガスを自社の小売供給に使用しているほか、周辺の中小旧一般ガス事業者に卸供給を行っている。また、一部の中小旧一般ガス事業者に対しては、旧一般電気事業者も卸供給を行っており²¹⁾、これらの中小旧一般ガス事業者にとって選択可能な卸売事業者は1～2事業者程度である²²⁾。

卸調達を行っている旧一般ガス事業者183事業者に対し、「卸調達に当たっての制度上又は取引上の課題」についてアンケートを行ったところ、「課題を感じることはない」と回答した64事業者を除く119事業者のうち89事業者（74.8%）が、卸調達に当たって課題と感じていることとして「調達先の選択肢が限定されている」ことを挙げた（図表6）。

²¹⁾ このほか、東京ガスの周辺の中小旧一般ガス事業者に対しては、国産天然ガス事業者も卸供給を行っている場合がある。

²²⁾ 出所：ガス年鑑2018年度版（株式会社テックスレポート）を基に記載。

図表 6 卸調達に当たっての制度上又は取引上の課題（旧一般ガス事業者）



【出所】公正取引委員会による旧一般ガス事業者に対するアンケート結果（複数回答，数字は回答事業者数）

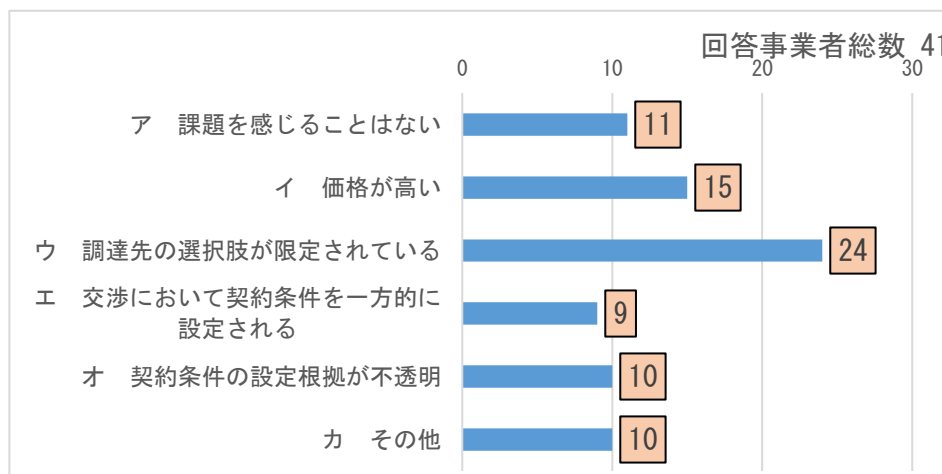
（イ）新規参入者による卸調達

東京ガスの供給区域では，東京電力グループが新規参入者に対し卸供給を行っている。また，東京ガスの周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域では，東京電力グループ又は東京ガスが新規参入者に対し卸供給を行っている。しかし，これらの供給区域においては，他に新規参入者に対し卸供給を行っている事業者はみられない。

また，東邦ガス，大阪ガス及び西部ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域においては，新規参入者にとっての卸調達先は，大手及び準大手旧一般ガス事業者又は旧一般電気事業者しかないとみられる。

新規参入者 41 事業者に対し，「卸調達に当たっての制度上又は取引上の課題」についてアンケートを行ったところ，「課題を感じることはない」と回答した 11 事業者を除く 30 事業者のうち 24 事業者（80.0%）が，卸調達に当たって課題と感じていることとして「調達先の選択肢が限定されている」ことを挙げた（図表 7）。

図表 7 卸調達に当たっての制度上又は取引上の課題（新規参入者）



【出所】公正取引委員会による新規参入者に対するアンケート結果（複数回答，数字は回答事業者数）

- (2) 北海道ガス，仙台市ガス局，静岡ガス，広島ガス及び日本ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域²³

ア 一般家庭向け小売分野の競争状況

準大手旧一般ガス事業者（西部ガスを除く。以下(2)ア～ウにおいて同じ。）及び周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域においては，小売全面自由化後も新規参入はみられない。旧一般電気事業者等の参入の可能性のある事業者は存在するものの，それらの事業者からのヒアリングによると，卸供給をしてくれる事業者が存在しない，保安体制の整備や導管の延伸に多額のコストが掛かる等の理由により，積極的に参入することは難しいとの意見があった。

他方，準大手旧一般ガス事業者等からのヒアリングでは，都市ガス小売事業者の新規参入はみられないものの，従来から存在するLPガス事業者，オール電化の営業を行う旧一般電気事業者等他のエネルギーを提供する小売事業者が，準大手旧一般ガス事業者等の既存顧客向けに，エネルギーの供給に併せて無料で工事を請け負う，付加的なサービスを提供するなどとして営業活動を行っており，それらの事業者と競争関係にあるとの認識が示された。また，小売全面自由化後，準大手旧一般ガス事業者においても，料金メニューの多様化（セット割引，ポイントサービス，見守りサービス等）が進んでいるが（図表8），これは，準大手旧一般ガス事業者からのヒアリングによれば，他のエネルギーの小売事業者への需要家の流出を防いだり，新たな需要家を獲得したりするためであるとの指摘があった。

²³ 具体的には，それぞれ，北海道の一部地域，宮城県の一部地域，静岡県の一部地域，広島県の一部地域及び鹿児島県の一部地域からなる。

図表 8 ガス小売事業者が提供する新たな料金・サービスメニュー

新たな料金メニュー 一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メニュー (例) <室蘭ガス> 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」 家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引	見守りサービス 都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス (例) <仙台市ガス局> 安心・安全見守り活動 検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が溜まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡
ポイントサービス 月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できるサービス (例) <四国ガス> ポイントサービス「ガボタ」 ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可	駆けつけサービス 水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応してもらえるサービス (例) <上野都市ガス> 駆けつけサービス 水回りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス
セット割引 都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格により提供するメニュー (例) <日本ガス（鹿児島）> 日本ガスグループトリプル割 日本ガスグループのガス・電気・インターネット（光回線・プロバイダ）の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引	見える化サービス WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス (例) <北海道ガス> TagTag 電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載（会員制Webサイト）

【出所】経済産業省資料²⁴

イ 大口需要家向け小売分野の競争状況

ごく一部の供給区域を除き、新規参入はみられない。他方、準大手旧一般ガス事業者からのヒアリングによると、電気やLPガス等他のエネルギーを提供する小売事業者と対抗するため、需要家の要求に応じて契約期間の短縮や料金値下げを行っているとのことであった。

ウ ガス小売事業者による卸調達の状況

準大手旧一般ガス事業者は、製造したガスを自社の小売供給に使用しているほか、周辺の中小旧一般ガス事業者に対し卸供給を行っている。しかし、卸調達する中小旧一般ガス事業者は、上記の準大手旧一般ガス事業者以外の事業者とは導管の接続がなく、他の事業者から導管による卸調達をすることができない。卸調達の方法としては、ローリーによるLNGの供給を受けるという方法もあるが、旧一般ガス事業者からのヒアリングによれば、一般的に、ローリーよりも導管での卸調達の方が、安価で調達できることに加え、気象条件に左右されることが少ない、途絶リスクが小さいなど供給信頼性が高いため、導管での卸調達の方が選択される傾向があるとのことである。このことから、導管による卸調達が可能な場合には、ローリーによるLNGの卸調達は現実的な選択肢にはなり得ないと考えられる。

²⁴ 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 第1回ガス事業制度検討ワーキンググループ（平成30年9月20日）資料5 25頁

なお、LNG基地から導管が接続されていない地域（例えば、東北北部、山陰、四国、九州南部等）に位置する中小の旧一般ガス事業者は、導管での卸調達が不可能であるため、旧一般ガス事業者、旧一般電気事業者等によるローリーや鉄道貨車を利用したLNGの卸供給が広く普及している。LNGを卸供給している事業者からのヒアリングによると、これらの地域の多くでは、LNGを卸供給している複数の事業者が存在し、実際に取引先事業者の変更（以下「スイッチング」という。）も起きているとのことである。

2 課題

(1) 小売分野

新規参入がみられる地域において、後記ア及びイのような、小売供給契約に係る取引慣行がみられ、これらにより、競争上の懸念が生じている可能性がある。また、後記ウ及びエのとおり、新規参入の障害となり得る課題も指摘されている。

ア 小売供給契約に係る取引慣行①（中途解約補償料付きの長期契約）

工場等の大口需要家との都市ガスの小売供給契約は、3年ないし15年にわたる複数年契約が設定され、併せて、契約期間中に解約した場合の解約補償料が設定されていることが多い²⁵。

新規参入者からのヒアリングでは、旧一般ガス事業者が、大口需要家との間で中途解約補償料付きの複数年契約を締結しており、当該補償料が高額であるために、新規参入者が当該需要家に対して既存の契約よりも低い価格での提案を行ったとしても、需要家が新規参入者にスイッチングをすることはあまり期待できないとの意見があった。

他方、旧一般ガス事業者からのヒアリングでは、川上のLNGの調達や都市ガスの卸調達の契約においても、契約期間が長期になっており、かつ、中途解約補償料の定めがあるため、川下の契約、特にガスの使用量が大きい大口需要家との小売供給契約において、複数年契約や中途解約補償料の設定をする必要があるとの意見があった。また、小売供給契約を締結する場合は、複数年契約のときは単年度契約よりも価格を割り引くなど、契約期間に応じて、価格に差異を設けることもあるとの意見があった。そのほか、長期に安定的に都市ガスを調達したいという意向や、比較的安価に調達できるという理由から、需要家が自ら長期契約を選択する場合もあるとの意見もあった。

また、上記に加え、新規参入者からのヒアリングでは、旧一般ガス事業者は、

²⁵ ガス小売事業者からのヒアリングによる。

大口需要家との契約において、「尺取営業」²⁶や「包括営業」²⁷と呼ばれる営業の方法を採っているとの指摘があった。

新規参入者からのヒアリングでは、尺取営業により、大口需要家は中途解約補償料を支払わなくても旧一般ガス事業者との既存の小売供給契約を継続することが可能になるため、新規参入者は半永久的に大口需要家に対して営業を行う機会を得られなくなってしまうとの意見がみられた。また、包括営業については、大口需要家が他のガス小売事業者にスイッチングするコストを高めることにより、同様に大口需要家に対して営業を行う機会を得られなくなってしまうとの意見がみられた。

イ 小売供給契約に係る取引慣行②（小売供給に付随する導管敷設、消費機器のメンテナンスに係る契約）

（7）小売供給に付随する導管敷設

過去に一度も都市ガスを利用したことがなく、敷地内に導管が敷設されていない需要家の場合、都市ガスの小売供給開始に当たっては、新たに需要家の敷地内に導管を敷設するための内管工事が必要となる。そのような場合、内管工事は通常、需要家の負担により、ガス小売事業者を通じて一般ガス導管事業者に依頼される。

この点、新規参入者からのヒアリングによれば、同規模の内管工事について、一般ガス導管事業者の同一社内の小売部門から依頼された場合の方が、その他のガス小売事業者から依頼された場合よりも、一般ガス導管事業者が提示した見積金額が4割程度安かったとのことであった²⁸。また、数千万円程度の規模の内管工事について、一般ガス導管事業者の同一社内の小売部門が供給する需要家の場合には工事費の分割払いを認めているが、新規参入者が供給する需要家の場合には一括払いのみとされ、需要家にとって大きな負担が生じたとの指摘があった。

²⁶ 新規参入者等からのヒアリング結果を踏まえ、本報告書において「尺取営業」とは、ガス小売事業者が、需要家と中途解約補償料付きの複数年の小売供給契約を締結している場合において、契約期間中にその契約を解約し、中途解約補償料付きの複数年契約を新たに締結することを指すものとする。なお、ヒアリングによれば、既存の小売供給契約を解約する際には、本来需要家に請求すべき中途解約補償料は請求されないとみられ、また、新たに締結される小売供給契約では、既存の契約よりも安価な価格条件になっているとみられる。

²⁷ 新規参入者等からのヒアリング結果を踏まえ、本報告書において「包括営業」とは、契約期間が異なる複数の需要場所（一需要家が複数保有する工場等）に対し、一括して新たな小売契約の付帯契約（割引の提供等）を締結し、当該需要場所を1か所でも解約しようとする高額な補償料を請求することを指すものとする。

²⁸ 新規参入者は、顧客への営業活動を通じてこの情報を得たとしている。

(イ) 小売供給に付随する消費機器のメンテナンスに係る契約

ガスヒートポンプ²⁹やガスコージェネレーションシステム³⁰といった都市ガスの消費機器を購入した大口需要家は、通常、都市ガスの小売供給契約とは別に、これらの消費機器について複数年にわたるメンテナンス契約を締結することとなる。

新規参入者からのヒアリングでは、需要家が旧一般ガス事業者のガス小売事業者に対し、都市ガスの小売供給契約を解約し、メンテナンス契約のみ継続したい³¹旨申し出ても、メンテナンス契約のみ継続することには応じないという事例があったとのことであった。また、そのような場合に、需要家が強く要請した結果、都市ガスの小売供給契約を解約し、メンテナンス契約のみ継続することになった場合でも、以後、需要家が払い込むメンテナンス料金が最大で1.5倍程度高くなったという事例もあったとの指摘があった。

ウ スイッチングに係る負担

需要家がスイッチングする場合、新たに小売供給を行うガス小売事業者から一般ガス導管事業者に対して、託送供給の申込みなどのスイッチングに必要な手続を進めるため、スイッチングする需要家を特定するための情報（氏名、住所、お客様番号、供給地点番号等）が提供される必要がある。また、一般ガス導管事業者からガス小売事業者に対しては、消費機器の保安の観点から、必要に応じて、需要家が使用する消費機器についての情報が提供される。加えて、スイッチング手続が完了し、ガス小売事業者から需要家への供給が開始された後においても、一般ガス導管事業者からガス小売事業者に対して、ガス小売事業者が需要家に小売料金を請求するために必要なガスメーターの検針データが提供される必要がある（図表9）。

この点、アンケートの回答や、新規参入者からのヒアリングでは、現状、新規参入者から一般ガス導管事業者に対するスイッチング申請や、一般ガス導管事業者による検針に当たって、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間の需要家に係る情報のやり取りの方法が必ずしもシステム化されていないことについて、不満を持つ意見があった。例えば、一般ガス導管事業者によっては、スイッチング手続について、FAX、郵送、電話のみでしか受け付けないというケースがあるため、新規参入者が多数の需要家のスイッチング手続を行う際に、やり取りを全てFAXや郵送で行うことは作業が煩雑になるため、そのよ

²⁹ ガスを使用したガスエンジン駆動式の空調機器

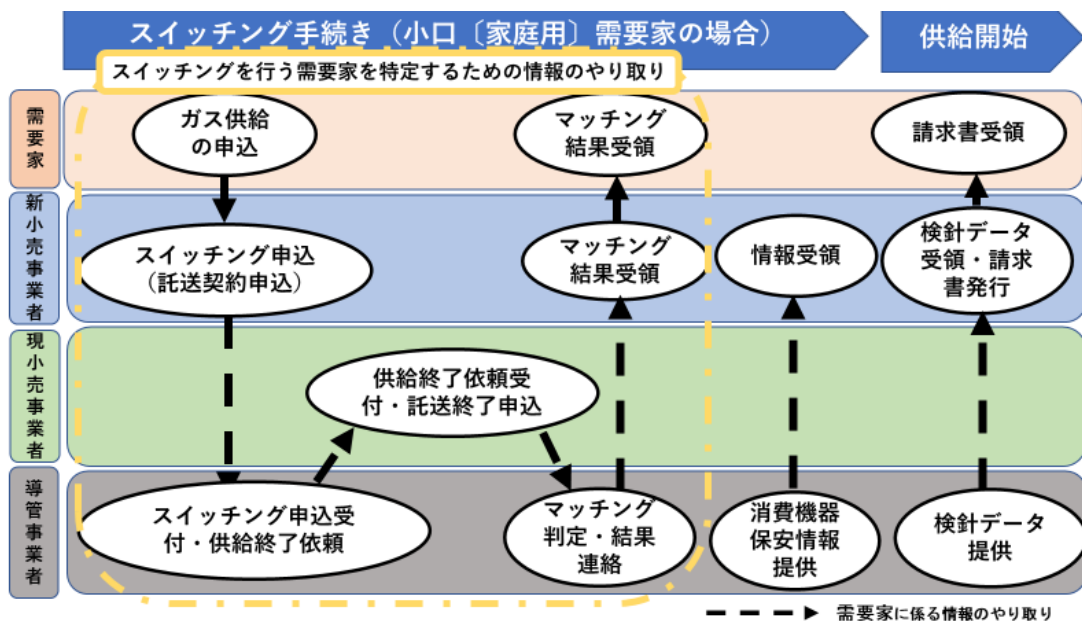
³⁰ 都市ガスを燃料に、ガスエンジン、ガスタービン等により電気を発生させ、発電時の排熱は空調などに利用するシステム

³¹ メンテナンス契約は、通常、一年ごとにメンテナンス料金を払い込み、積み立てていくもので、故障等により、修理費用が発生した場合には、それまで払い込んできた積立金を充てることとなる。

うな一般ガス導管事業者の供給区域への参入は躊躇するという意見があった³²⁾。

また、システム化されている場合でも、一般ガス導管事業者ごとに仕様が異なるため、ガス小売事業者は、参入先の供給区域ごとに、その供給区域の一般ガス導管事業者のシステムに適合したシステムを開発する必要があるが、システムを参入のたびに逐一開発することはコスト面で現実的ではないという意見があった。

図表 9 ガス小売事業者のスイッチングに必要な業務の流れ



【出所】経済産業省資料³³⁾を基に公正取引委員会作成

エ 一需要場所に供給するガス小売事業者数

新規参入者が都市ガスの小売供給を行おうとする場合、一般ガス導管事業者が設定する託送供給約款³⁴⁾に同意した上で、当該一般ガス導管事業者に都市ガスの託送供給を依頼することになる。

多くの託送供給約款においては、一般ガス導管事業者が託送供給を引き受けるための条件の一つとして「一需要場所につき、一ガス小売事業者であること」を求める規定が定められている。これにより、需要家は、一需要場所において、技術的に、異なるガス小売事業者から都市ガスの小売供給を受けることが可能

³²⁾ 検針データについても同様にシステム化されていない場合があるが、膨大な数の需要家に請求書を発行するためには、検針データの取り込みはシステム化されなければ難しいということであった。

³³⁾ 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 第31 制度設計専門会合 資料4 5頁

³⁴⁾ 託送供給に係る条件を定めたものであり、多くの一般ガス導管事業者が設定する託送供給約款においては、「基本事項」「料金等の算定」「託送供給契約の継続、変更及び終了」等といった項目が立てられ、それぞれの事項について具体的な内容が定められている。

と考えられる場合（例えば、複数種類のガス消費機器があり、複数の独立した内管にそれぞれのガス消費機器が接続されている場合等）であっても、需要家は、ガス小売事業者のうち特定の１事業者のみとしか小売契約を締結できないこととなっている。

新規参入者からのヒアリングでは、需要家が工場等において、異なる複数の消費機器（例えば、ボイラー、工業炉といった工業用のガス消費機器と、一般的なガス空調）を使用している場合において、新規参入者は、いずれか消費機器に対する小売供給であれば、需要家に対して有利となる競争的な条件を提案することが可能であるにもかかわらず、託送供給約款上の制約により供給できないこととなっているため、新規参入者にとっては、当該需要家への都市ガスの小売供給について顧客獲得の機会が失われているという意見があった。また、このような託送供給約款上の制約により、需要家においても、消費機器ごとに最も条件のよいガス小売事業者から都市ガスの小売供給を受け、需要家にとって最適な料金メニューの組み合わせを選択することができなくなっているのではないかとの意見もあった。

一方、一般ガス導管事業者からのヒアリングでは、このような託送供給約款上の制約を設けている理由として、複数のガス小売事業者が、一需要場所に都市ガスを供給した場合に、それぞれのガス小売事業者が供給したガスの量の計測が困難な場合があるという技術的な問題があるとの指摘や、複数のガス小売事業者が一つの需要場所に同時に供給した場合には、各ガス小売事業者が負う保安責任の所在が曖昧になるのではないかという指摘があった。

(2) 卸売分野

新規参入者は、一部の旧一般電気事業者³⁵を除き、通常、熱量調整設備といった都市ガスの製造設備を備えたLNG基地を有していない。

また、自社でのLNG基地の建設には多額の費用を要する³⁶ことや、参入当初は需要規模が小さく、LNGから製造される都市ガスが過剰になってしまうことから³⁷、LNG基地の新規建設は通常困難であると考えられる。したがって、多

³⁵ 東京電力フュエル＆パワー（当時）は、平成30年10月31日に姉崎火力発電所において熱量調整設備の運用を開始している（同社プレスリリース〔平成30年11月1日〕）。また、関西電力は平成29年9月1日に堺港発電所において熱量調整設備の運用を開始している（同社プレスリリース〔平成29年9月1日〕）。

³⁶ LNG基地の保有事業者等からのヒアリングによれば、一般的に、LNG基地の建設には、数百億円単位、熱量調整設備の建設には数十億円単位の費用がかかるといわれている。

³⁷ 新規参入者等からのヒアリングによれば、一般的に、LNG船1隻分（約6万トン）のLNGから一般家庭約20万世帯分の小売需要を賄うだけの都市ガスを製造することができるが、新規参入者の需要規模からして著しく過大であるとの意見があった。

くの新規参入者にとって、自社でLNG基地を建設し、都市ガスを製造することは、現実的とはいえないと考えられる。

したがって、新規参入者にとっては、参入先の卸売事業者から都市ガスの卸調達を行うことが事実上唯一の選択肢になっていると考えられ、新規参入を促進する観点からは、当該卸調達が不当に妨げられないことが必要である。また、併せて、卸調達先の選択肢が充実していることが望ましい。

ア 新規参入者にとっての卸調達環境

(7) 卸売事業者の事業構造と卸供給のインセンティブ

前記 1 (1) 及び (2) のとおり、ガス小売事業者に都市ガスを卸供給することが可能な卸売事業者は、東京ガス、東邦ガス、大阪ガス及び西部ガスの各供給区域並びに周辺の中小旧一般ガス事業者の各供給区域においては、旧一般ガス事業者のほか、地域の旧一般電気事業者等³⁸複数存在しているが、その他の供給区域では、当該供給区域の旧一般ガス事業者 1 事業者のみである。都市ガスの導管網やLNG基地の立地等の制約から、今後、新たな卸売事業者が参入することは必ずしも期待できない³⁹。

卸売事業者が、新規参入者に対して卸供給を行うかどうかは、基本的に事業者の自由である。しかしながら、卸売事業者が、自社で小売部門も有している場合（旧一般ガス事業者等）には、当該卸売事業者が、自社の小売部門と競合する新規参入者に対して、積極的に卸供給するインセンティブを持つことは必ずしも期待しにくい場合もあると考えられる。

旧一般ガス事業者からのヒアリングでは、その多くが、新規参入者からの卸供給の引き合いがあれば協議に応じ、自社の供給区域への新規参入者であることだけをもって卸供給を拒否することはない旨を述べている。一方、複数の新規参入者からのヒアリングでは、卸調達に係る卸売事業者との協議において、卸売事業者の小売部門と競合関係にある新規参入者に対して卸供給を行うことについて難色が示され、結果的に卸調達が実現しなかったことがある旨の指摘がみられた。

³⁸ 東京ガスとその周辺の旧一般ガス事業者の供給区域では、東京ガス、東京電力エナジーパートナーのほか、国際石油開発帝石も卸供給を行っている区域がある。

³⁹ なお、新規参入者が、自社で都市ガス製造設備を建設するとともに、ローリーにより他の卸売事業者からLNGを調達し、都市ガスを製造することもあり得るが、都市ガス製造設備の建設には多額の費用が発生することや、前記 1 (2) ウのとおり、ローリーが都市ガスの卸調達の代替手段とはなりにくいと考えられる。

(イ) 卸供給条件の透明性

卸供給条件については、平成 16 年のガス事業法改正によって卸売事業者による経済産業大臣への卸供給条件の届出義務が廃止され、現在では特段の規律を課している規制は存在しない。現状、卸供給条件は事業者間の相対により決定され、通常、当該条件が公開されることはない。

卸供給条件の届出義務が廃止されたことは、卸売事業者に対する規制緩和の観点から望ましいと考えられる。他方、現状、卸売事業者と卸供給に係る協議をしようとする新規参入者にとっては、参入先における卸売事業者の選択肢が限られる中、他の卸売事業者の条件と比較することにより、卸供給条件の適正性について確認することが難しくなっていると考えられる。

その結果、新規参入者は、卸売事業者との協議に当たっての交渉力も弱くならざるを得ないと考えられ⁴⁰⁾、卸売事業者が新規参入者に対して、積極的に適正な卸供給条件を提示するインセンティブを持つことも期待しにくい場合もあると考えられる。

イ 卸供給契約に係る取引慣行

(7) 補償料付きの長期契約

前記アのとおり、個別の卸供給条件については、事業者間で相対により決定されるが、卸売事業者及び卸調達を行っているガス小売事業者からのヒアリングによれば、条件の内容は以下のとおりであった。なお、以下の卸供給条件は、新規参入者との間で締結されたもののほか、小売自由化以前から中小旧一般ガス事業者との間で締結されていたものも含まれる。

	条件の内容	左記の条件を設定した理由 (卸売事業者の説明)
契約期間 ⁴¹⁾	3 年以上：4 件 5 年以上：4 件 10 年以上：6 件 20 年以上：2 件 期限の定めなし：1 件	・ L N G 調達に Take or Pay 条項 ⁴²⁾ が含まれることが多く、卸売事業者としては、川上で安定的な取引を行うため、川下の卸供給でも長期の契約をするインセンティブがある。 ・ 上流の L N G 輸入に係る契約年数に合わ

⁴⁰⁾ 卸調達を行っている新規参入者や中小旧一般ガス事業者からのヒアリングによれば、現行の卸供給条件について、当該事業者による小売供給が不可能になるほどの合理性を欠いた水準ではないが、供給区域における卸売事業者の選択肢が限られる中、複数の卸売事業者から見積りを取るなどして卸供給契約の適正性を比較検討する手段がない、卸売事業者に対する交渉力を持ちにくいといった意見があった。

⁴¹⁾ 1 事業者から契約期間が異なる複数の契約について回答があった場合にはそれぞれカウントしており、件数の合計はヒアリングを行った事業者数とは一致しない。

⁴²⁾ Take or Pay 条項とは、契約に基づく買主の引取義務数量に対し、買主の現実の引取数量が不足する場合、買主が当該不足分の代金全額を支払う義務を負う旨を定める条項である。

		せている。 ・卸供給先への供給安定性の確保のため。 ・卸供給に係る固有投資（導管敷設等）がある場合は、長期の卸供給契約により当該投資費用を回収するため。
補償料 （違約金）	中途解約補償料 （ガス小売事業者が契約期間の途中で解約した場合に、卸売事業者がガス小売事業者から徴収する補償料）	・上流のLNG輸入に係る契約に Take or Pay 条項が含まれているため。 ・卸供給に必要な導管の敷設等固有投資がある場合は、投資の回収に係るリスクを回避するため。
	年間引取量未達補償料 （卸調達量があらかじめ定められた年間引取量に達しなかった場合に、卸売事業者がガス小売事業者から徴収する補償料）	（上記の中途解約補償料を設定する理由に加え） ・予定引取量に応じて卸単価を決定しており、実際の引取量が少ないにもかかわらず卸単価が安いままでは、予定引取量が同一の需要家間の公平性が確保できないため。 ・未達分を他社に卸供給できたかもしれないが、機会損失が発生するため。

卸調達を行う新規参入者や中小の旧一般ガス事業者からのヒアリングでは、契約期間が長期になっていること自体については特段の不満がみられなかったが、補償料については、特に参入当初の新規参入者にとって、小売需要の見通しが立てにくい中、未達補償料の負担が重いとの意見があった。

また、卸供給契約の条件が川下の小売供給契約の条件にも反映されて、大口需要家向けの小売契約を複数年契約とするインセンティブになっているとの意見もあった。前記(1)の小売供給契約に係る取引慣行についての課題について検討する際には、川上の卸供給契約に係る取引慣行についても併せて検討していく必要があると考えられる。

(イ) 卸価格

ガス小売事業への新規参入を促進する観点からは、新規参入者が適切な価格で都市ガスを卸調達できることが重要である。

しかしながら、卸売と小売の両方を行っている大手及び準大手の旧一般ガス事業者からのヒアリングによれば、ガスの供給条件が同様であれば、ガス小売事業者向けの卸価格を大口需要家向けの自社の小売価格と同水準で設定

している場合もあるとのことである⁴³。仮にそのような条件で新規参入者が卸調達を受ける場合、当該新規参入者は、当該卸売事業者の小売部門の営業地域において、競争的な水準で大口需要家向けの小売価格を設定できなくなるおそれがあり、結果、新規参入を断念したり、既に参入している新規参入者の事業活動が困難になったりするおそれもある。

新規参入者からのヒアリングでは、主に大口需要家向けの小売供給を行うため、当該需要家の所在地を小売の営業地域とする旧一般ガス事業者から卸調達を行おうとした際に、同社の大口需要家向けの小売価格と同水準の卸価格を提示されたため、当該旧一般ガス事業者の営業地域では競争的な小売価格を示すことができないことから、当該価格で卸調達は受けるものの、大口需要家向けの小売事業への参入は断念し、家庭用等向けの小売事業に参入したり、自社と資本関係のある大口需要家向けに限って小売事業を行ったりしているとの指摘が複数事業者からあった。

一方、旧一般ガス事業者からのヒアリングでは、卸価格の設定に当たっては、年間供給量、年間負荷率⁴⁴等を考慮するとのことであり、卸価格と大口需要家向けの小売価格が同水準になる場合もあれば、供給量が同一でも、大口需要家向けへの小売供給の方が年間負荷率が高く、年間を通じて安定的に都市ガスを供給できる場合には、相対的に卸価格が割高になってしまうこともあり得るとのことであった⁴⁵。

(3) 製造分野（LNG基地の第三者利用についての課題）

新規参入者が自社でLNGを調達できる場合、LNG基地を維持し及び運用する事業者（旧一般ガス事業者、旧一般電気事業者等。以下「LNG基地事業者」という。）のLNG基地において、自社が調達したLNGを原料として都市ガスの製造を委託することができれば、卸調達と同様に、重要な都市ガスの調達手段となり得る。

現行のガス事業法においては、LNG基地の第三者による利用の促進を図る観点から、20万キロリットル以上のLNGタンクを保有するLNG基地事業者に対して、基地の第三者利用に当たっての利用者とLNG基地事業者との間の取引条件を定めた「ガス受託製造約款」の策定・公表及びLNGタンクの容量等の公表を義務付けている。

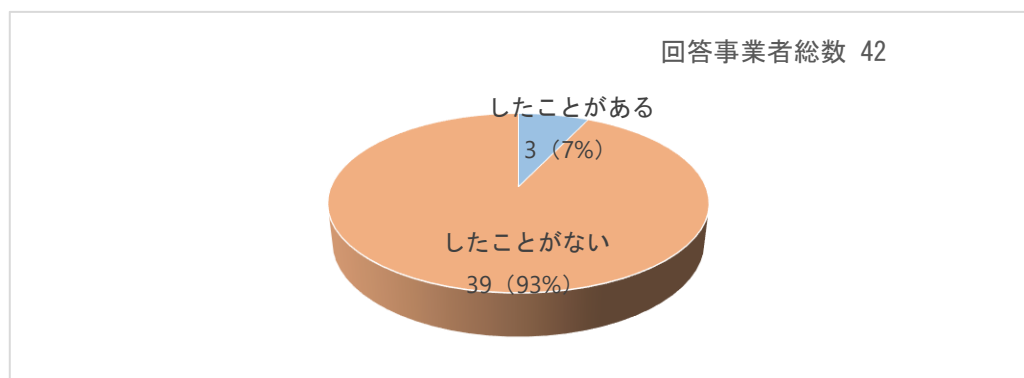
⁴³ 自由化以前に締結された卸供給契約については、小売分野への新規参入が想定されていなかったため、期限を定めていないものもあった。

⁴⁴ 一般的に、年間を通じた月平均供給量に対する最大需要期の月平均供給量の割合のことであり、負荷率が大きいほど、年間を通じた供給量が安定していることを表している。

⁴⁵ なお、卸売事業者からのヒアリングによれば、卸供給と小売供給とは営業効率の違いから営業経費に差異が生じ得るものの、当該差異を考慮してもなお、負荷率の高い大口需要家の場合には、卸価格よりも小売価格の方が安価になる場合もあるとのことであった。

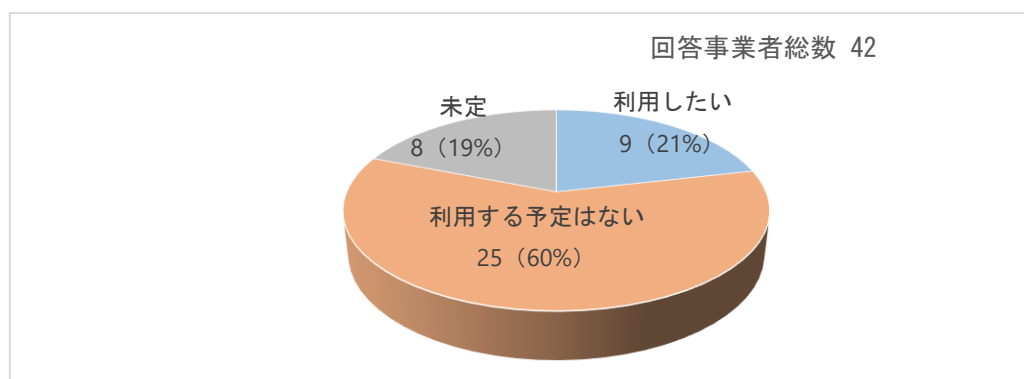
しかし、当委員会が実施したアンケート（図表 10 及び 11）によれば、新規参入者による LNG 基地の利用申請実績は 3 件にとどまっており、今後の利用に係る意向についても、「利用したい」が 9 事業者である一方、「利用する予定はない」が 25 事業者になっている。

図表 10 新規参入者による他社の LNG 基地の利用申請実績



【出所】公正取引委員会による新規参入者に対するアンケート結果（数字は回答事業者数）

図表 11 新規参入者による他社の LNG 基地の今後の利用に係る意向



【出所】公正取引委員会による新規参入者に対するアンケート結果（数字は回答事業者数）

この点、当委員会が実施したアンケート（図表 12）によれば、新規参入者が他社の LNG 基地の利用について一般的に問題とを感じる点として、「一定規模の小売需要の確保が困難」が最も多く挙げられている。新規参入者からのヒアリングでは、一般的な取引慣行として、LNG は LNG 船 1 隻単位で輸入することになっているが、LNG 船 1 隻分の LNG から製造される都市ガスの量は、新規参入者が見込んでいる小売需要の規模に比べて過大であるとの意見があった⁴⁶。新規参入者によれば、小売に必要な都市ガスの量に見合わない量の LNG を輸入した場合、LNG の多くを都市ガスの製造のためにすぐに消費することができず、L N

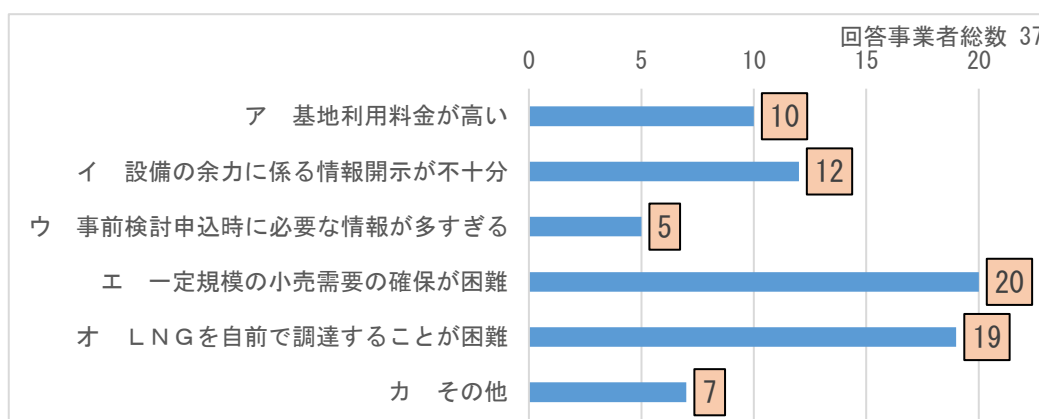
⁴⁶ 脚注 37 参照。

Gを長期間基地に貯蔵しておくことになり、基地利用料金が割高になってしまうため、LNGの輸入や基地利用は現実的でないとのことであった。

また、図表 12 のとおり、新規参入者がLNG基地の利用について一般的に問題とを感じる点として、「基地利用料金が高い」、「設備の余力に係る情報開示が不十分」との回答も一定数みられた。この点、新規参入者からのヒアリングでは、基地利用を検討したが、基地利用料金が高く、競争的な小売価格を設定することができないため、検討を断念したという意見や、基地利用料金の設定水準の透明化を求める意見があった。LNG基地の設備の余力に係る情報開示については、現在LNG基地事業者からは、年間を通じた余力の推移の目安が公表されているものの、新規参入者からは、その情報だけでは、自社が実際に利用できる設備の容量を具体的に把握できないとの指摘がある⁴⁷⁾。

一方、LNG基地事業者からのヒアリングによれば、新規参入者が見込んでいる小売需要が大きくない場合、基地に受け入れたLNGが消費されず長期間にわたって貯蔵されるため、短期間でLNGの消費と受け入れを繰り返すLNG基地事業者自身の貯蔵方法と比べて、基地利用料金が割高にならざるを得ないとの意見があった。また、LNG基地の設備の余力に係る情報については、詳細に開示されれば、LNG基地事業者によるLNGの調達戦略に悪影響を及ぼすという指摘がある⁴⁸⁾。加えて、複数のLNG基地事業者によれば、LNG基地の貯蔵量は自社のLNGに係る需要に見合った規模になっており、そもそも第三者に利用させる余力がないとのことである。

図表 12 新規参入者が他社のLNG基地の利用について一般的に問題とを感じる点



【出所】公正取引委員会による新規参入者に対するアンケート結果（数字は回答事業者数）

⁴⁷⁾ 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 第 27 回制度設計専門会合 資料 3 5, 10 頁

⁴⁸⁾ 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 第 27 回制度設計専門会合 資料 3 10 頁

(4) 託送供給分野

基本的に、ガス小売事業者は、一般ガス導管事業者の導管を利用して都市ガスを小売供給するため、当該一般ガス導管事業者に対し託送供給を依頼し、託送料金を支払うこととなる⁴⁹。

新規参入を促進する観点からは、新規参入者が負担する託送料金が、既存事業者と小売分野で同等に競争できないような水準であってはならず、そのような観点からは、旧一般ガス事業者の独占部門である導管部門から自由化部門である小売部門への内部補助を防止することも重要である。

託送料金は導管周辺の需要密度にも左右されるため、その水準を供給区域間で単純に比較することはできないが、新規参入者からのヒアリングでは、託送料金が高いため、参入できない地域があるとの意見が複数の事業者からみられた⁵⁰。

託送料金については、小売全面自由化による一般ガス導管事業の創設後、旧一般ガス事業者の導管部門である一般ガス導管事業者により認可申請等が行われた。認可に当たっては、一度に多数の認可申請が行われたことを踏まえ、電力のように全ての託送料金原価の費目について個別審査は行われず、一部の費目（労務費、委託作業費、一般管理費等、導管事業者の総費用の4割程度⁵¹）について、「比較査定対象ネットワーク費用」として、ヤードスティック方式（相対比較）⁵²による査定が行われた。

このため、現状認可されている託送料金原価については、仮に個別査定が行われていれば、事業者ごとの原価設定方法の適正性についてより厳密に確認することができたと考えられるため、託送料金原価の更なる効率化の余地があった可能性がある⁵³。

また、旧一般ガス事業者の導管部門と小売部門との間の共通費用（需要場所における開閉栓、検針、保安等の業務に係る費用）についても、事業者により導管部門に配賦された費用のうち、前述の比較査定対象ネットワーク費用に係るもの

⁴⁹ しかし、実態としては、新規参入者にとって、一般ガス導管事業者に自ら託送供給を依頼するための体制整備や業務遂行が課題であることから、ワンタッチ卸（卸元事業者が託送供給に関する業務を担い、需要場所にてガスを受け渡す卸供給の形態）により、小売供給するための都市ガスの調達をしていることが多い（出所：第4回ガス事業制度検討ワーキンググループ〔平成30年12月21日〕資料3 8頁）。

⁵⁰ 電力・ガス取引監視等委員会第2回競争的な電力・ガス市場研究会（平成29年11月24日）等でも同様の意見がある。

⁵¹ 「託送供給約款認可申請に係る査定方針」（平成28年12月電力・ガス取引監視等委員会）中の東京ガス（東京地区等）、東邦ガス及び大阪ガスの託送料金認可申請内容

⁵² 具体的には、託送料金の認可申請を行う一般ガス導管事業者の過去の費用トレンドが継続した場合における実績単価と、回帰分析を行うことにより算出した基準単価を比較することにより、託送供給料金原価に織り込む費用を算出することになる。（出所：第27回ガスシステム改革小委員会〔平成28年1月12日〕資料6 7～17頁）

⁵³ 託送料金の個別査定が不十分である結果、仮に全ての事業者が非効率であった場合、査定は行われず、託送料金が不合理に高止まりしてしまっている可能性があるとの批判がある。（出所：規制改革推進会議第15回投資等ワーキンググループ〔平成30年2月19日〕議事録）

（労務費、委託作業費等）について、個別査定が行われることにより、当該配賦方法が適切であったか、より厳密に確認することができたと考えられる。

(5) その他（二重導管規制、熱量調整基準についての課題）

一般ガス導管事業者の供給区域内においては、新規に他社が導管を敷設することが原則禁止され（二重導管規制）、当該一般ガス導管事業者の導管網を利用して熱量調整されたガスしか供給できないこととなっている（熱量調整基準）。

この点、自社のLNG基地において、火力発電所向けに熱量調整を行っていないガス（以下「未熱調ガス」という。）を製造している旧一般電気事業者からは、LNG基地近傍の湾岸エリアには未熱調ガスを必要とする需要家（石油化学工場、製鉄所、発電所等）が一定数存在し、当該需要家に対して導管を敷設し、未熱調ガスを供給するニーズがあるものの、二重導管規制により供給できていないとの意見が示されている⁵⁴。他方、ヒアリングにおいて、一部の旧一般電気事業者からは、二重導管規制が問題となるのは大都市部周辺の一部の湾岸エリアに限ってのことであり、多くの場合、導管敷設に要する多額のコストに見合うだけの未熱調ガスの需要は存在せず、未熱調ガスを供給するニーズがないとの意見もあった。

また、熱量調整基準について、旧一般電気事業者等からのヒアリングでは、熱量調整基準が緩和され、熱量調整を行わなくても都市ガスの小売供給を行うことができるようになれば、コストが節約されることにより小売価格が安くなる可能性があるとの意見があったほか、近年では需要家の消費機器の性能も向上し、厳密な熱量調整は行う必要がないことから、熱量調整基準は緩和されるべきとの意見があった。

一方、旧一般ガス事業者からは、輸入するLNGの熱量のばらつきや熱量変動を嫌う需要家（ガラス製造事業者等）への配慮から、現行の熱量調整基準は維持すべきとの意見があった。

3 経済産業省における都市ガス事業制度の見直しに向けた検討状況

経済産業省においては、小売全面自由化後の新規参入の促進等の観点から、以下の取組が行われている。

(1) LNG基地の第三者利用の促進を目的とした「適正なガス取引についての指針」の改定

経済産業省は、本年1月に、主に一般ガス事業者であったガス製造事業者や旧一般電気事業者が保有する大規模なLNG基地の新規参入者等による第三者利用を促進するため、LNG基地の余力や利用料金の目安に関する更なる情報開示や

⁵⁴ 第26回ガスシステム改革小委員会〔平成27年12月15日〕資料5 1～8頁

適切な利用料金の算定方法⁵⁵を示すことを内容とする「適正なガス取引についての指針」の改定を行った。

(2) 一般ガス導管事業者のスイッチングに係る業務の標準化のためのマニュアル公表・周知

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会においては、昨年度、ガス小売事業者の円滑な参入を促進するため、一般ガス導管事業者ごとに異なるスイッチングに係る業務手続の標準化の方策⁵⁶について検討を行い、その検討結果を取りまとめた一般ガス導管事業者向けの業務マニュアルを公表するとともに、一般ガス導管事業者への周知等を行っている。

(3) 新規参入者に対する卸供給の促進に向けた検討

経済産業省総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいては、ガス製造設備を持たない新規参入者に対する相対⁵⁷による卸供給を促進するため、一般ガス事業者であった卸売事業者に対して、一定の卸価格と数量を上限として、自主的な卸供給を求めるとされた⁵⁸。

(4) 託送料金に対する事後規制の実施

経済産業省においては、低廉な託送供給料金を実現する観点からの事後規制として、超過利潤累積額が一定の水準を超過した場合又は想定原価と実績費用の乖離率が一定の水準を超過し、一定の期日までに託送料金の改定の届出が行われない場合には、当該一般ガス導管事業者に対して託送供給約款の変更認可申請命令が発動されることになっている。また、昨年度より、一般ガス導管事業者の収支状況等の事後評価を公開の場で行っている。

加えて、経済産業省においては、今後、旧一般ガス事業者の導管部門により託

⁵⁵ 例えば、LNG基地事業者が基地利用料金を算定する場合には、最大貯蔵量ではなく、タンクの占有状況を適切に反映する平均貯蔵量等に基づき料金算定を行うことを、望ましい行為として規定している。

⁵⁶ 具体的には、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間の需要家に係る情報の共有手段として、Excel形式のファイルを電磁的方法（電子メール等）により共有することとしたほか、共有すべき情報の内容、スイッチングにより両事業者に発生する業務フロー全体について標準化を図った。

⁵⁷ 経済産業省第3回ガス事業制度検討ワーキンググループ（平成30年12月21日）においては、取引所取引も将来的には重要ではあるが、我が国の導管網の整備状況、市場参加者が限定的であること等により、まずは相対取引を優先して卸取引活性化策を検討していくべきであるという趣旨の発言があり、事務局（経済産業省）においても、今後、相対取引活性化策を優先して検討することとしている。

⁵⁸ 自主的な卸供給が求められた卸売事業者は、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、広島ガス、日本ガス。また、契約期間は1年間（更新可能）、卸価格は、既存事業者の小売料金から小売事業に係る一定の経費を控除したものを上限とすること、卸供給の上限量は、卸売事業者ごとに100万m³又は50万m³とすることとされている。（第7回ガス事業制度検討ワーキンググループ資料〔平成31年3月28日〕）

送料金の変更に係る認可申請が行われる際には、託送料金原価の査定に当たって、託送料金の低減を図る観点から、全ての託送料金原価の費目について、個別査定を行うこととしている。

(5) 熱量調整基準の在り方に関する検討

前記(3)のガス事業制度検討ワーキンググループにおいては、熱量調整基準を見直し、一定の熱量範囲を許容する「熱量バンド制」を導入することの適否について、ガス消費機器への影響や諸外国の実態調査の結果を踏まえて、今後具体的な検討を進めることとしている⁵⁹。

(6) 二重導管規制の在り方に関する検討

現在、ガス小売全面自由化の施行から3年間（平成29年4月から令和2年4月まで）にわたり、託送需要量の4.5パーセント相当を二重導管によって獲得することが運用上認められており、今後の規制の運用の在り方については、経済産業省において改めて検討されることとなっている。

第4 都市ガス事業分野における課題への競争政策上の考え方

1 基本的な考え方

小売全面自由化後も新規参入者は基本的にLNG基地や導管網を自社で保有し得ないことを踏まえれば、新規参入を促進する観点からは、卸調達環境が整備されることが重要であると考えられる。また、新規参入者と既存事業者との間の小売分野における競争条件のイコールフットが実現されることが重要である。

このような考え方の下、本調査を通じて把握した諸課題について、次の各論のとおり、競争政策上の考え方を検討する。

本競争政策上の考え方に基づいて諸課題に対応することにより、都市ガス事業分野における競争を通じてガス小売事業者が効率化することを通じ、他のエネルギー事業分野の事業者との競争も促進されることが期待される。

2 各論

(1) 新規参入を促進するための考え方

ア 卸調達環境の改善

卸売分野については、卸供給条件を規律している特段の規制がなく、卸売事業者とガス小売事業者との間の相対により卸供給条件が決まること、また、前記第3の2(2)ア(7)で述べたとおり、ガス小売事業者にとっての卸調達先の選択肢が少ないため、ガス小売事業者が卸売事業者に対して相対的に交渉力を持

⁵⁹ 第2回ガス事業制度検討ワーキンググループ資料（平成30年10月29日）

ちにくくなると考えられること、さらに、卸売事業者が自社の小売部門を有している場合には、当該小売部門と競合する新規参入者に対して、積極的に卸供給するインセンティブを持つことは期待しにくいと考えられることから、卸売事業者と新規参入者との間の協議に委ねるだけでは新規参入が進まないのではないかとの懸念がある。

そこで、卸売事業者による卸供給について、行政機関等中立的な立場からの一定の介入を行うことも考えられる。具体的には、新規参入者に対する卸供給条件の透明性を確保すること等により、新規参入者が適正な条件で卸供給を受けることが可能となる環境が整備されることが望ましい。これにより、新規参入者の卸調達に関する予見可能性が高まり、参入インセンティブも増進することが期待される。

前記第3の3(3)のとおり、現在、経済産業省においては、旧一般ガス事業者であった卸売事業者による新規参入者に対する自主的な卸供給に係る取組の検討が進んでいることから、当面、その取組が適切に機能し、十分な数量の都市ガスが適切な価格で新規参入者に卸供給されることが期待される。

それだけでは効果が不十分である場合には、経済産業省の取組と併せて、例えば、以下の仕組みも検討することが考えられる。

(7) 相対取引の実績に係る情報の積極的な公開

これまで基本的に公開されることのなかった事業者間の相対取引の卸供給条件に関しては、中立的な立場の行政機関等が、過去の実績について、事業者間において競争制限的行為が誘発されないように留意しつつ⁶⁰、定期的に公開することが考えられる。例えば、卸供給先地域や卸供給量といった事業実態に応じて複数の卸売事業者をグループ化した上で、卸供給条件（卸供給量、契約期間等）の差異に応じた卸価格の傾向について示すことが考えられる。これにより、新規参入者にとって卸供給条件の適正性を確認しやすくし、卸売事業者に対して協議を持ち掛けやすくなるほか、新規参入者から卸売事業者への競争圧力も働きやすくなり、卸売事業者間の競争が促進することも期待される。

⁶⁰ 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」によれば、事業者団体による情報の収集や提供に係る活動を通じて、事業者間で競争制限行為が行われれば、独占禁止法違反となるとされているところ、事業者団体が、過去の価格について、構成事業者から任意に収集した情報を、①客観的に統計処理し、②価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、③個々の構成事業者の価格を明示することなく、④概括的に、⑤需要者を含めて提供することは、事業者間に現在又は将来の価格について共通の目安を与えることのないものに限り、競争制限的效果を持つものではなく、原則として独占禁止法違反にならないとされている(9-5)。行為主体は異なるものの、卸供給条件の公開に当たっては、上記の点に留意することが必要である。また、過去の価格の統計処理に当たっては、十分なサンプル数が必要であることにも留意すべきである。

(イ) 卸取引所の創設

複数の卸売事業者及びガス小売事業者が存在する地域にあっては、卸取引所を創設することにより、当該取引所を通じて新規参入者も都市ガスを卸調達できるようにすることが考えられる。卸取引所の創設により、これまでは相対であった卸供給に係る取引の匿名化や、前記(ア)以上に新規参入者にとっての取引条件の透明性が高まることにより、新規参入者が卸調達しやすくなることが期待される⁶¹⁾。また、前記(ア)と同様に、卸売事業者間の競争を促進する効果も期待できる。

なお、卸取引所が適切に機能するためには、卸売事業者により十分な量の都市ガスが適切な価格で卸取引所に供出されることが必要である。

例えば、卸取引所の参加者が限られる地域にあっては、卸取引所が適切に機能しない場合もあり得ることから、代わりとなる仕組みとして、卸売事業者による一定量の卸供給に係る入札の実施等により、既存の卸供給先だけでなく、新規参入者にとっても卸調達の機会の拡大が図られることが望ましい。

(ロ) 相対取引に対する内外無差別規制の導入

前記(ア)及び(イ)を実施してもなお効果が不十分である場合には、自社で小売部門を有する卸売事業者に対して、自社の小売部門と他のガス小売事業者との間で、合理的な範囲を超えて卸供給条件を差別的に取り扱うことを禁止するための行為規制を課し、新規参入者が適切な条件で卸調達を受けられる実効性のある環境を整備することも考えられる。

なお、卸売事業者が、新規参入者を排除すること以外に合理的な理由がないにもかかわらず、新規参入者が他の卸売事業者から卸供給を受けることが事実上できない状況において、例えば、自社小売部門の営業地域における大口需要家に小売供給しようとする新規参入者に対して、自社小売部門による大口需要家向けの小売価格と同水準に卸価格を設定することや、大口需要家に対する小売販売への新規参入を検討しているガス小売事業者に対して、家庭用等の需要家向けの割高な小売価格しか設定できないような水準で卸価格を設定することなどにより、自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）⁶²⁾。

⁶¹⁾ 新規参入者からのヒアリングにおいては、卸取引所が創設されれば、相対取引と異なり匿名性が確保され、卸調達に当たって業界内での関係などを考慮する必要がなくなるとの意見があった。また、卸取引所の創設によって、卸価格の指標が形成されることに期待する意見もあった。

⁶²⁾ 卸売事業者による卸供給の制限については、「適正なガス取引についての指針」（以下「ガスガイドライン」という。）第二部Ⅱ 2 イ①の記載が参考になる。

イ LNG基地の第三者利用環境の改善

前記第3の2(3)で述べたとおり、新規参入者によるLNG基地の利用ニーズは一部に限られると考えられる一方で、具体的に利用を検討している新規参入者も存在していることから、新規参入者から指摘された基地利用料金や設備の余力に係る情報開示についての課題が解消され、新規参入者にとってLNG基地の利用環境が改善されることが重要である。

特に、旧一般ガス事業者や一部の旧一般電気事業者のようにLNG基地事業者が自社で小売部門も有している場合には、当該LNG基地事業者が設定する基地利用料金の水準や設備の余力に係る情報開示の内容が、小売分野における当該小売部門と新規参入者との間における有効な競争を妨げていないかどうかということが重要である。

ただし、LNG基地は、基本的にLNG基地事業者自身のために運用することを目的に設計されたものであり、基地保有者に比べて基地の利用効率が悪くなりやすい新規参入者に対して割高な利用料金が設定されたり、新規参入者に対する設備の余力に係る情報開示が一部制限されたりすることは、合理的理由がある場合もあると考えられる。

そこで、今後、LNG基地事業者が設定する基地利用料金の水準や設備の余力に係る情報開示の内容について、合理的な範囲を超えて新規参入者によるLNG基地の継続的な利用を妨げるものとなっていないか、そして、LNG基地事業者が小売部門を有する場合には、当該小売部門と新規参入者との間の有効な小売競争を妨げていないかどうかという点につき、中立的な立場の行政機関等において検証を行うことも必要であると考えられる⁶³。

あわせて、特に基地利用料金の負担について、当該検証の実効性を高める観点から、必要に応じて、LNG基地事業者のガス製造部門と小売部門との間における会計分離を行うことも考えられる。

なお、LNG基地事業者が、基地利用を検討している新規参入者に対して、必要な情報を不当に開示せず、又は、合理的には説明できない過大な費用負担を課すといった行為によって、基地の利用を事実上拒絶し、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）⁶⁴。

⁶³ なお、ガス事業法においては、LNG基地事業者によるガス小売事業者に対する差別的な取扱いが禁止されており、ガス事業法の観点から検証することは可能であると考えられる。

⁶⁴ 同様の考え方は、ガスガイドライン第二部Ⅲ2(1)イ①に記載されている。

ウ スイッチング手続の統一・効率化

新規参入者にとっては、スイッチング等の際に、旧一般ガス事業者の導管部門との間で行う需要家情報のやり取りがシステム化されておらず、郵送やFAXといった方法に限定されている。これによる手続の煩雑さは、当該旧一般ガス事業者の供給区域への参入に当たっての障壁となり得る。したがって、ガス小売事業者と旧一般ガス事業者の導管部門との間で行うスイッチング手続や共有する需要家の情報の内容とその共有方法について、早期に統一的なスイッチングシステムが確立されることが望ましい⁶⁵。

経済産業省による前記第3の3(2)の取組は、上記の考え方に沿ったものであることから、今後、着実に旧一般ガス事業者において当該取組が具体化されるよう、経済産業省によるフォローアップが行われることが重要である。

エ 託送供給約款の運用及び規定の見直し

新規参入者の参入機会を増やす観点からは、基本的には、一需要場所当たりのガス小売事業者数は制約されないことが望ましい。

前記第3の2(1)エのとおり、一般ガス導管事業者が設定する託送供給約款において、一需要場所につき一小売事業者のみが供給できるといった制約があるが、託送供給約款においてこのような規定を置いた理由として、旧一般ガス事業者は、一需要場所に複数のガス小売事業者が供給する場合において、それぞれの事業者の供給ガス量の計測が困難といった技術的な問題や、それぞれの事業者の保安責任の範囲が曖昧になるとしている。

しかしながら、一需要場所において複数種類のガス消費機器が別々に存在し、かつ、内管も消費機器に応じて系統が分かれ、メーターもそれぞれの内管ごとに設置されているなど、技術的に複数のガス小売事業者が供給することが可能な場合はあり得ると考えられる。また、保安責任についても、異なる消費機器についてそれぞれ保安責任を負うガス小売事業者を区別することは可能であると考えられ、保安責任の範囲が曖昧になるといった問題は基本的に生じないものと考えられる。

一般ガス導管事業者が、既に一のガス小売事業者から都市ガスの供給を受けている需要場所についての他のガス小売事業者による託送供給の依頼に対して、技術面や保安面の問題が生じず、託送供給を行うことが可能な状況であるにもかかわらず、不当にこれを拒否し、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引拒絶等)。

⁶⁵ 電気事業分野では、電力広域的運営推進機関が構築した「スイッチング支援システム」により手続が統一され、多数の需要家のスイッチング手続が容易に行われるようになっている。

旧一般ガス事業者の導管部門は、新規参入者等のガス小売事業者の意向を踏まえ、その託送供給約款の運用について可能な限り柔軟に対応し、必要に応じて、託送供給約款の規定の見直しについても検討することが望ましい。

オ その他

経済産業省による二重導管規制や熱量調整基準の在り方に係る検討（前記第3の3(5)及び(6)）においては、ガス小売事業者や需要家のニーズを十分踏まえた上で、今後の規制の運用の在り方について検討されることが望ましい。

(2) 小売分野における公正かつ有効な競争を確保するための考え方

ア 需要家の困り込みにつながるおそれのある取引慣行の改善

ガス小売事業者が、契約期間や契約期間中に解約した場合の解約補償料の設定をどのように行うかは、原則としてガス小売事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、契約期間中の解約に伴う解約補償料の水準によっては、需要家による他のガス小売事業者へのスイッチングを妨げるおそれがある。また、尺取営業や包括営業のような契約形態と組み合わせられた場合には、スイッチングが一層困難になると考えられる。

したがって、ガス小売事業者が、不当に高い補償料⁶⁶の設定をすることや、不当に高い補償料の設定と長期契約や尺取営業・包括営業といった契約形態を組み合わせることにより、需要家による新規参入者へのスイッチングを不当に妨げ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）⁶⁷。

なお、前記第3の2(1)アのとおり、中途解約時の補償料付きの長期契約の理由として挙げられていたLNG調達といった川上の取引慣行のリスクについては、ヒアリングによれば、近年ではLNGのスポット取引の量も増え、LNGの調達において以前より柔軟な取引が可能となっているとの指摘もある。また、平成29年6月に公正取引委員会が公表した「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」でも、LNGの売主において、LNGの再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないことが必要であるとしており、今後、当該報告書を踏まえて、より柔軟なLNGの取引が可能になることが期待される。そのような川上の取引慣行のリスクが現実的にどの程度存在するか、また、存在するとして、それを需要家に転嫁することに合理性が認められるか

⁶⁶ 不当に高い補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

⁶⁷ 不当に高い解約補償料の設定や、複数の行為を組み合わせた参入阻止行為については、それぞれガスガイドライン第二部Ⅰ2(1)イ⑤及び⑩の考え方が参考になる。

なども、解約補償料が不当に高いかを判断するに当たって考慮されることになると考えられる。

イ 小売供給に付随する商品・サービスに係る取引慣行の改善

需要家が利用するガス機器によっては、旧一般ガス事業者との間で、機器についてのメンテナンス契約を締結し、定期的な点検や修理を受けることが、機器を継続的に利用していく上で不可欠な場合がある。

旧一般ガス事業者が、新規参入者から都市ガスの小売供給を受けようとし、かつ、機器のメンテナンス契約の継続を希望する需要家に対して、当該メンテナンス契約の継続を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は契約条件を不利に扱い若しくは不利に扱うことを示唆することにより、都市ガスの小売供給について需要家が新規参入者にスイッチングすることを不当に妨げ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

ウ 導管部門の中立性の徹底

ガス事業法上、旧一般ガス事業者の導管部門は、一般ガス導管事業者として、内管部分を含む導管等設備の工事、維持及び運用を行うこととなっており、新規参入者が新たに供給を開始する需要家敷地内にガス工作物を設置する際にも、旧一般ガス事業者の導管部門やその承諾を受けた事業者のみが工事を行うこととなっている。

したがって、旧一般ガス事業者の導管部門においては、託送供給業務だけでなく、導管の工事、維持に係る業務においても中立性が徹底されるべきである。旧一般ガス事業者が、自社の小売部門以外のガス小売事業者から小売供給を受けようとする需要家から導管敷設等の内管工事に係る依頼を受けた際の工事費用や費用の支払方法といった取引条件について、自社の小売部門が供給する需要家と比べ不当に不利なものとするにより、自社の小売部門以外のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、差別取扱い等）。

また、中立性確保の観点から、旧一般ガス事業者の導管部門が、自社が実施する導管の内管工事に係る取引条件（工事額等）の目安について、より積極的に公開する仕組みを設けることなども考えられる。

エ 託送料金の在り方

託送料金の水準は、新規参入者による小売価格の決定に大きな影響を及ぼし得る。そのため、前記第3の2(4)で述べたとおり、託送料金の水準については、

新規参入者が既存事業者と小売分野で同等に競争できないような水準であってはならず、また、旧一般ガス事業者の導管部門から小売部門への内部補助が防止されることにより、新規参入者が旧一般ガス事業者の小売部門との間で有効に競争できるようになることが重要である。

したがって、引き続き、前記第3の3(4)の経済産業省による旧一般ガス事業者の導管部門の託送収支等の事後評価は厳密に行われる必要がある。その際、特に、ヤードスティック方式により一度査定された託送料金原価の費目については、例えば、他業種の同等費目との比較等により、改めてその適正性について検証し、併せて、旧一般ガス事業者に対して、必要に応じ自主的な託送料金の変更を促していくことも考えられる。

なお、前記第3の3(4)で述べたとおり、経済産業省においては、今後、全ての託送料金の費目について個別査定を行うこととしており、それにより託送料金の低減が図られることが期待される。

第5 結語

都市ガス事業分野は、平成29年4月の小売全面自由化により、一定のガス消費機器に係る保安が義務付けられることを除けば、新規参入に対する制度上の障壁はなくなったといえる。

しかしながら、小売全面自由化後も、依然として、新規参入に必要な都市ガスの調達環境については課題が残っており、また、仮に新規参入したとしても、既存事業者と取引している大口需要家との契約を得ることが困難となるなど、ガス小売事業者間における公正かつ有効な競争が十分に確保されていないおそれがある。

公正取引委員会は、ガス小売事業者による都市ガスの調達や需要家の獲得を不当に妨げる行為に対しては、独占禁止法を厳正に執行していくことにより、小売全面自由化後の都市ガス事業分野における競争を促進していく。

また、都市ガス事業分野の競争環境の整備には、制度面での対応も欠かせないと考えられることから、今後の都市ガス事業分野における制度改革の議論を注視するとともに、経済産業省に対する働きかけ及び連携を引き続き行っていくこととする。

以 上